

子育てサポートキャラバン 「くるクル」が巡回中です



お近くの公民館や公会堂に子育ての指導員が遊具やおもちゃを持って訪問する子育てサポートキャラバン「くるクル」が巡回中です。子育て中のお父さん・お母さんやおじいちゃん・おばあちゃんが集える場所です。

< 日程 >

日	午前	午後
4月10日(月)	浅羽保健センター	
11日(火)	祢宜弥公会堂	
12日(水)	南部健康プラザ	
13日(木)	浅羽西公民館	
14日(金)	浅羽南公民館	
17日(月)	諸井公会堂	旭町公会堂
18日(火)	袋井東公民館	今井公民館
19日(水)	高南公民館	方丈ふれあい会館
20日(木)	宇刈いきいきセンター	三川公民館
21日(金)	浅羽東公民館	
24日(月)	明和第二保育園	
25日(火)	祢宜弥公会堂	
26日(水)	南部健康プラザ	
27日(木)	浅羽西公民館	
28日(金)	浅羽南公民館	

時 午前10時～正午、午後1時～4時
(午前と午後で会場が違う場合...
午前10時～正午、午後2時～4時)
対象 0歳～就学前のお子さんとその保護者

費用 無料

申し込みは不要です。直接、会場へお越しください。
4～9月の日程は、市ホームページ(<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>)をご覧ください。

☎ 明和第二保育園 ☎ 43-8488

しあわせ推進課子ども係
☎ 44-3120

公の施設を管理する指定管理者が決まりました

市では、平成18年4月からの指定管理者の導入に向けて、手続きを進めてきました。3月の市議会定例会で可決され、次のとおり、各施設の指定管理者が決まりました。

指定期間は、いずれも3年間です。

各施設の管理は、指定管理者が行いますが、市は施設設置者として、市民サービスの維持・向上を図るよう責任を果たします。

< 4月から指定管理者による管理を行う施設 >

施設名	施設電話番号	指定管理者(住所)
愛野公園		
愛野公園内運動施設	☎ 43-1900	袋井緑地維持管理協同組合(袋井市田町2-9-7)
袋井市民体育館	☎ 42-7714	袋井市スポーツ協会(袋井市泉町2-7)
袋井体育センター	☎ 43-1790	
浅羽体育センター		
浅羽球技場	☎ 23-4812	
浅羽テニスコート		
堀越公園・堀越公園多目的広場	☎ 42-7714	
笠原老人福祉センター	☎ 23-2360	(社福)袋井市社会福祉協議会(袋井市新屋1-2-1)
シルバーワークプラザ	☎ 43-1314	(社)袋井・森地域シルバー人材センター(袋井市久能1287-1)
老人福祉センター白雲荘	☎ 43-3411	(社福)袋井市社会福祉協議会(袋井市新屋1-2-1)
養護老人ホーム可睡寮	☎ 42-2493	(社福)明和会(袋井市広岡4296)
笠原児童館	☎ 23-2361	(社福)袋井市社会福祉協議会(袋井市新屋1-2-1)
あゆみの家	☎ 42-0728	(社福)明和会(袋井市広岡4296)
宇刈いきいきセンター	☎ 49-3030	宇刈自治会連合会
田原農村総合管理センター	☎ 44-6272	下新池自治会(自治会長 鈴木さん ☎ 42-9187)
☎ 総務課行政係 ☎ 44-3100		

介護保険料の基準額などが変わりました

平成18年4月から平成21年3月までの65歳以上の方の介護保険料が決まりました。介護サービスの利用が増えたため、基準額が34,000円から44,400円に上がり、これまで第5段階に分かれていた区分が第7段階に変わりました。

介護サービスにかかる費用のうち、65歳以上の方が19%、40～64歳の方が31%、そのほかの50%を国・県・市が負担しています。

介護保険制度は、高齢化が急速に進む中で、高齢者が自立して暮らせるように社会全体で支え合う制度です。皆さんが納めた介護保険料は、介護(予防)サービスに利用されます。

< 4月からの介護保険料 >

区分	保険料	対象
第1段階	22,200円(基準額44,400円×0.5)	非課税世帯 高齢福祉年金受給者・生活保護の方 合計所得と課税年金収入額の合計80万円以下の方 第2段階の条件を超える方
第2段階	22,200円(基準額44,400円×0.5)	
第3段階	33,300円(基準額44,400円×0.75)	
第4段階()	44,400円(基準額44,400円×1.0)	課税世帯 本人のみが住民税非課税の方 本人が 合計所得200万円未満の方 合計所得金額が200万円以上500万円未満の方 合計所得金額が500万円以上の方
第5段階()	55,500円(基準額44,400円×1.25)	
第6段階	66,600円(基準額44,400円×1.5)	
第7段階	77,700円(基準額44,400円×1.75)	

()平成18・19年度は、税制改正に伴い保険料が急激に上がらないような措置がとられます。

☎ いきいき長寿課介護保険係 ☎ 44-3152